事業主・人事労務担当者のみなさまへ

# 社会保険加入対象者の範囲が（健康保険・厚生年金保険）拡大されるのをご存じですか？



## Q どのように範囲が拡大されますか？

### POINT 企業の規模 ・・・ 短時間で働く従業員が社会保険の加入対象となる企業の範囲が段階的に拡大されます。

| 従業員数 51人以上 の企業 | 従業員数 36~50人 の企業 | 従業員数 21~35人 の企業 | 従業員数 11~20人 の企業 | 従業員数 10人以下 の企業 |
|---|---|---|---|---|
| 2027年9月まで | 2027年10月から | 2029年10月から | 2032年10月から | 2035年10月から |

### ▼ 従業員数の数え方

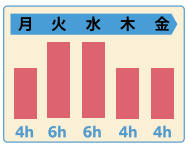
**事業所**（法人の場合はその法人全体）の**「現在の厚生年金保険の加入対象者」** ＝ フルタイムの従業員数 ＋ 週の所定労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数

原則として、従業員数の基準を常時上回る企業等（※）が適用対象となります。
※1年のうち6ヶ月以上、厚生年金保険の加入対象者の総数が基準を超えることが見込まれる企業等。

## Q どんな従業員が新たに加入対象になりますか？

### 加入対象者は以下の要件を満たすパート・アルバイトなどの従業員です。

※労働時間及び労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員は、既に社会保険の対象です。




週の所定労働時間が **20時間以上**

※1 残業時間は原則含みませんが、常に残業が発生している場合などは、週の所定労働時間の算出に含むことがあります。




**学生ではない**

※2 一部の教育施設に在学する方、休学中、定時制、通信制の方などは加入対象となります。

※3 この他、フルタイムの従業員と同じく2ヶ月を超えて雇用される見込みであることが必要です。
※4 賃金要件（所定内賃金が月額8.8万円以上）については、令和7年年金制度改正により、2026年10月に撤廃されました。

詳しくは、裏面や特設サイトをご覧ください。




**適用拡大特設サイト**
https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

日本年金機構 Japan Pension Service

## Q 支援制度はありますか？

**従業員向け**
従業員の保険料を軽減

### 保険料調整制度

適用拡大の対象となる企業等で働く短時間労働者の保険料負担を**通算3年間軽減**します。（2026年10月から実施）

**詳しくはこちら»»**
https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/jigyonushi/shienseido/index.html

**事業主向け**
社労士の無料派遣

### 専門家活用支援事業

従業員への適用拡大や社会保険制度の説明などに、**ノウハウ豊かな社会保険労務士等を無料で**派遣します。

**お申し込みはお近くの年金事務所へ**
https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html

**事業主向け**
処遇改善の取組を支援

### キャリアアップ助成金
（短時間労働者労働時間延長支援コース）

パート・アルバイトの方を新たに社会保険に加入させ、週の所定労働時間の延長や賃金上昇の取り組みを行った事業主に助成します。

**詳しくはこちら»»**
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

## Q 社内の準備は何から始めたらいいですか？

社内準備は3つのステップで進めて行きましょう。
具体的な進め方は、「こんなとき！どうする？手引き」をご利用ください。

**STEP 1 社内周知に向けた準備**
加入対象者を把握し、制度概要や支援などを確認しましょう。
場合により現場責任者に理解いただくことも重要です。

**STEP 2 社内周知・従業員説明**
説明会や個別面談などを通じて従業員へ周知しましょう。周知においては、加入対象者となることや加入メリットなどを伝えることが効果的です。

**STEP 3 届出の準備・提出**
「被保険者資格取得届」を提出しましょう。便利なオンライン申請をご利用ください。

## Q 従業員にはどんな変化がありますか？

対象となる従業員は、保険料の**ご負担**が変わりますが、**保障が充実**します。

### 社会保険料負担について
従業員の手取り額の変化の目安を示すために手取りかんたんシミュレーターをご活用いただけます。

### 手取りかんたんシミュレーター
https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/jugyouin/henka/#simulator2

**年金**
**長生き・障害・遺族への保障がさらに充実！**
- 1階（基礎年金部分）に加えて2階（報酬比例部分）の上乗せ
- 障害年金が1～3級まで対象になります（基礎年金は1・2級まで）

**医療**
**仕事を休んだときの保障が充実！**
- 傷病手当金→病休期間中、給与の2/3相当を支給
- 出産手当金→産休期間中、給与の2/3相当を支給

2026年10月時点版